様式第２号（第３条関係）

　箕輪町インターンシップ実施要綱（以下「要綱」という。）第３条第４項の規定に基づき、箕輪町（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）の間において、以下のとおり協定する。

　（趣旨）

第１条　甲は、乙に所属する学生の職業意識の向上及び町政に対する理解の醸成を目的として、学生を実習生として受け入れるものとする。

（報酬等）

第２条　町は、実習の受入れが決定した学生（以下「実習生」という。）に対して、賃金、報酬、手当及び旅費等その他一切の金品を支給しない。

（実習生の身分）

第３条　実習生は、教育機関の学生としての身分を有する。

（実習に専念する義務）

第４条　実習生は、箕輪町職員の指示に従い実習時間中は実習に専念しなければならない。

　（信用失堕行為の禁止）

第５条　実習生は、町の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

　（秘密を守る義務）

第６条　実習生は、実習上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

２　実習生は、前項に基づく報告又は論文を書いてはならない。

３　実習生は、町の書類等を引用して実習成果を第三者に発表しようとするときは、あらかじめ町の承認を得るものとする。

　（実習中における事故責任等）

第７条　教育機関及び実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

２　町は、実習受入先での安全確保にあたることとし、実習中における事故に関しては、教育機関及び実習生は自らの責任において対応しなければならない。

３　実習生が、故意又は過失により町に損害を与えたときは、教育機関及び実習生は、町に対しその損害を賠償しなければならない。

４　実習生が第三者に与えた損害等に関しては、町は一切の責任を負わない。

５　実習生が第三者に与えた損害等により、町が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、教育機関及び実習生は当該賠償により町が被った損害の補填をしなければならない。

　（実習生の提出書類）

第８条　実習生は、前４条の規定を遵守するため、町に対して別記様式３により誓約書を事前に提出しなければならない。

　（実習の中止）

第９条　町は、実習生が前５条の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。この場合、町は教育機関にその旨通知するものとする。

　（その他）

第１０条　本協定書に定めのない事項及び疑義が生じたとき、又は改正の必要が生じたときは、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

　　　附　則

本協定は、締結の日から発効する。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名捺印のうえ、それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　箕輪町長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙